



## 2024年5月「福島県地球温暖化防止活動推進員の会」(県北地区)活動報告

5月24日13時から16時まで福島市内のアオウゼで県北の会の研修会が開催され、15名が参加しました。また、研修会の終了後、課題となっていた「地球温暖化防止かるた」の活用に関する打ち合わせと今後の活動で利用するパネルなどについて意見交換をしました。

### 研修会報告

#### 1. 温暖化の現状と熱中症対策

福島県環境アドバイザー 渡邊 明さん

本年4月1日から全面施行された気候変動適応法の熱中症対策実行計画の内容や課題について報告されました。



最初に熱中症に直接関係する温暖化の現状について報告がありました。図1に示すように、2023年5月以降の全球の平均地上気温は、過去

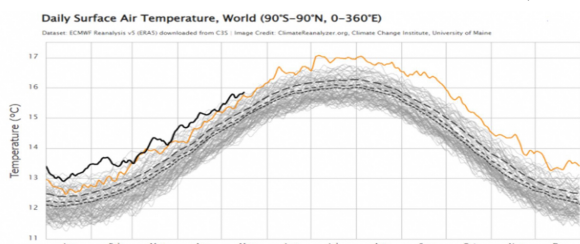


図1 全球平均地上気温の年変化 1940年～2024年5月15日まで、黄色線は2023年、黒太線は2024年を示す。Climate Change Instituteより作成

85年間で最も高い状況が継続していること、同様の傾向は、1981年以降における北緯60度～南緯60度の範囲の海水面温度でも示されており、海水面温度はこの間の標準偏差の2倍を超える高温で推移していることが示されました。また、欧州気候変動サービスでは、2024年3月

に全球の平均地上温度が産業革命前より1.27°C上昇したこと、さらに2023年9月には1.76°C上昇していて、自然の変動を除いた地上気温では、2033年7月に1.5°Cを超える予測になることなどが紹介されました。

こうした中、国内での熱中症による死亡者数は近年1500人を超える年も出現しており、増加傾向をたどっています。熱中症は高温による気象災害の一つであり、これまで国内における自然災害としての対応は脆弱でしたが、今回の法律の改定で、ようやく対策が法に定められたことが示されました。

図2は熱中症警戒アラートの発表開始日となった4月24日に出された福島県の情報提供地点における26日15時の暑さ指数の予測結果を示しています。福島県の情報提供地点は気象庁が

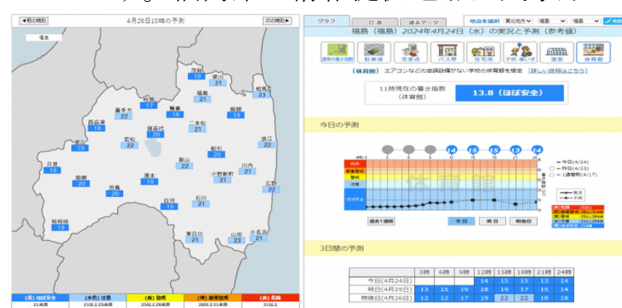


図2 暑さ指数の福島県の情報提供地点(左図)と福島市の詳細エリアと予測値(右図)

[https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt\\_data.php?region=02&prefecture=36](https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt_data.php?region=02&prefecture=36)より引用

管理しているアメダス29地点で、標高3.3mの小名浜と1220mの鷲倉も含まれています。新たに法律で定められた熱中症特別警戒情報は「都道府県内において、全ての情報提供地点において暑さ指数の最高値が35°C以上」になる時に発表されることになっていますが、標高差で平均的に約10°Cもの差のある地点が含まれる中で、



この警戒情報の発表基準に課題があることが示されました。また、情報提供地点を選択すると、これまでの熱中症発生地点を踏まえて、その地点の暑さ指数に一定数が加算された駐車場、交差点、バス停、住宅地、子供・車いす、温室、体育館などの暑さ指数が表示されますが、次のような課題があることが指摘されました。①日々によって暑さ指数の加算数は異なるものの、全国一律の加算数であり、地域の実情に即していない場合があること②アメダスは気象観測所で比較的自然的変動が観測できるところを選択しており、人間活動に依存する熱中症の危険を示す暑さ指数の情報提供地点としての適切性と代表性に課題があること③暑さ指数は湿球温度の7割、黒球温度の3割、気温の1割を加えることで求められる数値であるが、情報提供地点で黒球温度が観測されていないこと④暑さ指数と熱中症との関係を研究してきた日本生気象学会では暑さ指数 31℃以上を危険としているが、警戒情報を発表する基準が 33℃や 35℃で整合性に課題があることなどが示されました。こうした課題を踏まえて、県民にとっては、①熱中症警戒情報地点と生活環境との差を理解して、情報を適切に活用すること、②熱中症予防のためには何より暑熱順化が大切で汗をかく程度の運動を高温になる前に行うことが重要であることに加え、何より③適応策の限度を超えない社会実現のために持続可能な社会を構築することが重要であることが示されました。

## 2. 令和6年度推進員事業及びカーボンニュートラルに向けての取組

福島県環境共生課 吉田 開さん

地球温暖化の仕組みやIPCC第6次報告に基づく気温予測、温暖化がもたらす影響について報告があり、カーボンニュートラルの必要性などの説明の後、福島県の温暖化対策の活動についての紹介がありました。



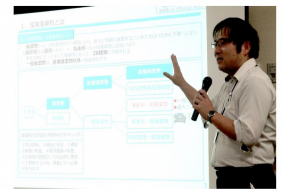
2021年度の福島県の二酸化炭素の排出量は（総排出量から森林等吸収量 1,527 千 t-CO<sub>2</sub> を差し引いた排出量）2013年の基準年に対して18.4%減少しましたが、2020年度からは約2.0%増加していることが紹介されました。また、『地球にや

さしい“ふくしま”県民会議』を改組する形で新設された『ふくしまカーボンニュートラル実現会議』の体制や活動状況についても紹介されました。また、報告の中では、カーボンニュートラルの実現に向けてオール福島で一体となって取り組むため、本年度に各主体の責務や施策の基本的事項を盛り込んだ新たな条例の制定を予定していることのほか、地球温暖化防止活動推進員養成研修会や活動支援に加えて、大学生などを対象としたCOOLサポーター養成研修会やスキルアップ勉強会なども計画されていることが紹介され、今後の県の取組に期待が持てる内容でした。

## 3. 福島県の産業廃棄物について

福島県産業廃棄物課 根本純一さん

一般廃棄物と産業廃棄物の区別から産業廃棄物の種類や処理方法、廃棄物の現状などについて、丁寧かつ分かり易くお話ししていただきました。



一般廃棄物では一人当たりの排出量が富山県と並んで最も多く（令和4年度）、削減することが大きな課題になっていることが紹介されました。産業廃棄物の発生元は、製造業、電気・ガス・水道、建設業が総排出量の約7割を占め、種類では汚泥、動物のふん尿、がれき類、ばいじんの順に多いことが示されました。人口の多い大都市で汚泥が多いことや家畜の多い北海道で動物のふん尿が多いことだけでなく、福島県でも汚泥、がれき類、ばいじんの順に排出量が多いことが示されました。この内51%が再生利用され、42%が減量化されていて、最終処分として埋設される量は7%であることが分かりました。さらに、今回の報告では産業廃棄物とカーボンニュートラルを関連させ、二酸化炭素等の温室効果ガスを出さない製品づくりなどの考え方のもとになる、循環経済（サーキュラーエコノミー）を工夫し、排出量の抑制や中間処理での温室効果ガスの削減ができることが示されました。また、産業廃棄物は1t当たり千円の税金が掛けられており、その税金が紺碧の猪苗代湖復活プロジェクト事業やカーボンニュートラル推進事業など、リサイクルの推進や廃棄物の発生抑制などの事業に活用されていることもわかりました。